



子育て支援の充実

市では子育て支援策を充実し、共働き家庭や小学生以下のお子さんのいる世帯の福祉の増進を図りましたので紹介します。

保育園への入園要件の緩和

市では、平成19年度4月入園児から保育園への入園要件および入所申請書の一部を変更しました。
60歳以上の祖父母の就労状況の緩和、農業従事要件を所有面積から従事時間へ変更するなど、社会状況に合わせて保育園への入園要件の一部を変更しました。
また、家庭の状況に応じて同一世帯から幼稚園と保育園への同時入園についても検討することになりました。

福祉・児童課で入園保育園を決定

新規入園時の保護者の面接を福祉・児童課職員が直接行うことになりました。
申請の際には必ず第3希望までの保育園名を明記していただきます。
園児の定数や保育士の設置基準の関係から第1希望の保育園に入園できない場合もあります。家庭状況や園児の状況に応じて入園する保育園を決定します。
また、緊急な入園、一時保育、広域保育の受け入れなどについても、迅速に対応することで引き続き入園のために待機をすることのないように努めます。

成器南児童教室を開設

市では、5月中旬を目標に市内10館目の児童センターとして「成器南児童教室」を開設します。
「成器南児童教室」は、市内では初めて小学校の余裕教室を利用して開設する児童センターです。
猪野瀬地区の放課後児童対策および南児童センターの過密状態解消を目的として、成器南小学校の2教室を改修するものです。
平成19年度においては、成器南小学校区域では、南児童センターと成器南児童教室の2箇所において児童センターを開設することとなります。

なお、改修工事終了までの間は、成器南児童教室に登録いただいた児童についても南児童センターの利用をお願いすることになります。

放課後子ども教室が全児童センターでスタート

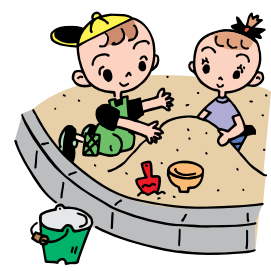
4月からすべての児童センターで「放課後子ども教室」がスタートしました。これまで実施してきた放課後児童対策（学童保育）に加え、児童の宿題などの学習の場所も用意します。
各児童センターに配置した児童厚生員が「学習見守り員」として学習のアドバイスを行っています。
これまでの放課後児童クラブと放課



保育園保育料を月額1000円値下げ

市では、平成19年4月分から保育園保育料月額表を改定し、全階層区分で月額1000円、年額12000円の減額を実施します。
また、合わせて次のとおり改定を行います。

- ・国の徴収基準の改定に合わせ、同一世帯から保育園に同時に入園している時の多子軽減措置を幼稚園または認定こども園に入園している児童にも拡大
- ・市民税非課税世帯の母子世帯等および障害者世帯の保育料を無料化
- ・所得税非課税世帯の母子世帯等および障害者世帯保育料を1000円または2000円減額



後子ども教室を合わせて「放課後子どもプラン」として届け出ができますので、ご利用ください。

荒土児童ホールなど既存施設を増改築



荒土児童ホールに児童クラブ室、集会室などを増築します。これまで荒土児童ホールは、遊戯室と事務室の2部屋で運営してきましたが、昨年度から始まった長期休暇中の終日開館や、今年度から始まった学習アドバイスの対応するために、子どもたちが落ち着いて過ごすことができるように整備します。
夏休み前の工事完成を目指しています。

また、合わせて野向児童ホール、西児童センターなどにも改築やエアコンの設置を実施します。
福祉・児童課 ☎内線111-112

市立南保育園の受託法人を決定

市は、平成21年4月に予定している市立南保育園（元町2丁目）の民営化に伴う運営者に「社会福祉法人やまぎし保育園」を決定しました。
やまぎし保育園では、平成21年4月に現在の園舎を廃して南保育園の施設を利用し、定員90名での保育を予定しています。これは、3月6日に開催された「勝山市立南保育園の民営化に伴う運営者選考委員会」の判断を受けて、決定したものです。

選考委員会では、昨年の9月以降、7回にわたって書類審査やプレゼンテーションを行い、保護者や地域の代表を交えて検討してきました。
今後は、2年後の統合を目指し、園児や保護者の交流を進めていく予定です。



児童手当制度を充実します（乳幼児加算）

平成19年4月（6月支給分）から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。
なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。
※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉			
	(現行)		(改正)
第1子、第2子	月額5千円	→	月額1万円（倍増）
第3子以降	月額1万円	→	月額1万円（現行どおり）
〈3歳以上（現行どおり）〉			
第1子、第2子	月額5千円		
第3子以降	月額1万円		